

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～二十八の四 （略）</p> <p>二十八の四の二 「マルチメディア放送」とは、二値のデジタル情報を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行つた放送でないものをいう。</p> <p>二十八の五～九十三 （略）</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 放送法第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者及び移動受信信用地上放送（放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者を除く。）が、同項に規定する議</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～二十八の四 （略）</p> <p>二十八の五～九十三 （略）</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 放送法第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十</p>

決議権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域

2・3 (略)

分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲

2・3 (略)